

議案第 88 号

大口町職員の給与に関する条例の一部改正について

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 11 月 28 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、国家公務員に準じ高齢層職員の昇給を抑制することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「職員を」を「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして町長が規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」を「の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて町長が規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(初任給、昇給、昇格等の基準) 第6条 略 2・3 略 4 前項の規定により<u>職員</u>(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして町長が規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55歳(町長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で町長が規則で定めるもの)を超える職員<u>の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> 6～8 略	(初任給、昇給、昇格等の基準) 第6条 略 2・3 略 4 前項の規定により<u>職員を昇給させるか否か</u>及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして町長が規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55歳(町長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で町長が規則で定めるもの)を超える職員<u>に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして町長が規則で定める職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</u> 6～8 略